

税の申告はお済みですか？

市民税・都民税、所得税の申告は 3月15日(水)までに提出を 郵送でも申告できます

「市民税・都民税」の申告は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日(水)までに提出してください(土曜・日曜日はお休みです)。なお、東村山税務署では、確定申告書を郵送でも受け付けています。

市民税・都民税 申告と相談は 市役所課税課市民税係へ

☎470・7777(内線2333・2337)

市民税・都民税の 申告が必要な方

- ① 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
- ② 28年中に退職し、29年1月1日現在就職していない方
- ③ 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が掛かりますのでご注意ください)

東村山税務署からのお知らせ

① 28年分申告と 納税の期限

所得税及び復興特別所得
税 3月15日(水)まで
▼個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(金)まで
▼給与税 3月15日(水)まで

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていない。

② 納税は便利な 振替納税で

「申告所得税及び復興特別所得税」個人事業者に係る消費税及び地方消費税は、振替納税(口座振替)

が利用できます。振替納税を利用すると、振替期日に指定の預金口座から自動引落としされるので、金融機関や税務署に出向く必要がありません。

「28年分確定申告書振替納付」所得税及び復興特別所得税 4月20日(木) 消費税込及び地方消費税 4月25日(火)まで

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていない。

前年中に収入が なかった方も申告を 受ける場合は、前年中に支 払った証明書または領収書

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など(認め印)

※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)をおよび本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)が必要となります。マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、1枚で番号確認と本人確認ができます。

市民税・都民税の 申告が必要な方

- ① 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- ② 給与所得者で給与以外所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
- ③ 給与所得者の妻などで同居者の扶養になつている方が掛かりますのでご注意ください

③ 振替納税の 領収証書送付 取りやめのお知らせ

振替納税をご利用の方は、29年1月以降について、領収証書の送付に代えて、次の通りとなります。ご理解ご協力をお願いします。

▼申告所得税及び復興特別所得税または消費税及び地方消費税の申告書をe-Taxで申告している方は、e-Taxホームページの「振替納税結果」メニューから振替納税結果が確認できるようになります。▼書面による証明が必要な方には、税務署で口座振替がなされた旨の証明を行います。

※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

前年中に収入が なかった方も申告を 受ける場合は、前年中に支 払った証明書または領収書

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など(認め印)

※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)をおよび本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)が必要となります。マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、1枚で番号確認と本人確認ができます。

市役所でも提出できる 確定申告書

市役所でお受けできる確定申告書は、次のものに限りま

す。

① 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

② 簡易な申告の方 「給与」「公的年金」のみの収入の証明書など、前年中の収入金額が分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費、寄附金などの各控除

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額が分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費、寄附金などの各控除

収入がなかった方は、提出

所得税 申告と相談は東村山税務署へ

〒189-18555、東村山市本町1-20ノ22、
☎042-394-6811

※音声案内に従って番号を選択してください。
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

所得税の確定申告が 必要な方

- ① 事業を営んでいる方
- ② 不動産所得などがある方、土地・建物や株式などを譲渡した方で、28年中の各種所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当控除、住宅借入金等特別控除などを差し引いた結果、税額がある方
- ③ 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方

のみ受け付けます なお、相談の際は、確定申 告書の住所・氏名など分かる 所は記入し、医療費控除を申 告する方は、あらかじめ医療 費の合計額の計算をしてきて ください。市役所では、確定 申告書(簡易なもの)の記載 方法に疑問などがある方に、 書き方のアドバイスをいま すが、申告書はご自身で作成 していただきます。また、確 定申告書は国税庁ホームペ ジからも取得できます。

29年度課税(非課税) 証明書の発行

29年度(28年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後になります。毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方(個人納付分のない方)は5月10日(水)、その他の方は6月9日(金)以降を予定しています。

申告を行う際の注意事項

- ◎ 「控え」が必要な方へ
「市民税・都民税」申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
- ◎ 控えに來られる方へ
あらかじめ自分で書ける必要の方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
- ◎ 控えに來られる方へ
あらかじめ自分で書ける必要の方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

また、確定申告する方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申請期間中は、市役所税務署のいずれも電話が通じない場合があります。あらかじめご了承ください。

※車での来場はご遠慮ください。

確定申告をすると所得税 が戻る可能性がある方

- ① 医療費を多く支払った方
- ② 寄附をした方
- ③ ローンを組んで住宅を購入した方

雑するため、お待ちいただく 場合があります。あらかじめ ご了承ください。

29年度課税(非課税) 証明書の発行

29年度(28年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後になります。毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方(個人納付分のない方)は5月10日(水)、その他の方は6月9日(金)以降を予定しています。

申告を行う際の注意事項

- ◎ 「控え」が必要な方へ
「市民税・都民税」申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
- ◎ 控えに來られる方へ
あらかじめ自分で書ける必要の方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
- ◎ 控えに來られる方へ
あらかじめ自分で書ける必要の方は、控えに住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

また、確定申告する方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申請期間中は、市役所税務署のいずれも電話が通じない場合があります。あらかじめご了承ください。

※車での来場はご遠慮ください。

確定申告をすると所得税 が戻る可能性がある方

- ① 医療費を多く支払った方
- ② 寄附をした方
- ③ ローンを組んで住宅を購入した方

国民年金 だより

8月から年金の
受給資格期間が
10年間に短縮されます

年金を受給するために必要な期間(保険料納付済等期間)を、25年間に短縮し、これにより、年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていた年金保険料を年金の支払いにつなげることが

【対象】すでに65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方

【年金請求書の送付時期】日本年金機構において、保険料納付済等期間が10年以上の方

【受給時期】すでに65歳以上で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、9月分の年金を10月に指定の口座へ振り込みます

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

【手続】「老齢の請求書(黄色)」が届き次第、市役所が必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、8月1日となります

交通災害共済「ちよこつと共済」の 臨時受付窓口を設置します

現在、東京都町村民交通災害共済「ちよこつと共済」の29年度(4月1日～30年3月31日)の加入受け付けを行っています。

「ちよこつと共済」は都内の39全市町村の会費を出し合い、交通事故に遭った場合に、見舞金を受けられる助けの制度です。

このたび、臨時受付窓口を開設しますので、この機会に

【日時】3月4日(土)午前10時～午後4時

【会場】市役所1階屋内ひろば

詳しくは道路計画課道路交通計画係 ☎470・77470へ。



ちよこつと共済

東京都町村民交通災害共済